

平成17年度歳入歳出決算の概要（徴収勘定）

1 歳 入

款・項	歳入予算額 (円)	徴収決定済額 (円)	収納済歳入額 (円)	不 納 欠 損 額 (円)	収納未済歳入額 (円)	歳入予算額と収納済歳入 額との差(△は減) (円)	備 考
0100-00 保 険 収 入	3,897,390,623,000	4,069,956,410,888	3,983,020,685,024	7,954,726,116	78,980,999,748	85,630,062,024	「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（以下「徴収法」という。）第10条第2項の労働保険料（印紙収入を除く）
0101-00 保 険 料 収 入	3,896,632,185,000	4,069,378,450,787	3,982,442,724,923	7,954,726,116	78,980,999,748	85,810,539,923	
0102-00 印 紙 収 入	758,438,000	577,960,101	577,960,101	0	0	△ 180,477,899	
0200-00 他 勘 定 より 受 入							印紙をもってする歳入金納付に関する法律第3条の規定に基づく受入金
0201-00 他 勘 定 より 受 入	95,922,654,000	95,150,170,000	95,150,170,000	0	0	△ 772,484,000	
0300-00 雑 収 入							労働保険特別会計法第8条及び同法施行令第2条第1項並びに第2項の規定に基づく受入金
0301-00 雑 収 入	977,223,000	1,385,978,763	1,141,325,265	18,919,330	225,734,168	164,102,265	
0400-00 前年度剰余金受入							「徴収法」第27条第1項の規定に基づく延滞金の収入等
0401-00 前年度剰余金受入	1,017,936,000	7,839,029,306	7,839,029,306	0	0	6,821,093,306	
歳 入 合 計	3,995,308,436,000	4,174,331,588,957	4,087,151,209,595	7,973,645,446	79,206,733,916	91,842,773,595	労働保険特別会計法第18条第4項の規定に基づく剰余金

2 歳 出

項	歳 出 予 算 額 (円)	前年度繰越額 (円)	予備費 使用額 (円)	予算総則の規定による 経費増額 (円)	流 用 等 増△減額 (円)	歳 出 予 算 現 額 (円)	支出済歳出額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	備 考
01 保 険 料 返 還 金	55,064,526,000	0	0	0	0	55,064,526,000	54,879,971,966	0	184,554,034	「徴収法」第19条第6項及び第20条第2項に基づく保険料精算返還金（支出先：事業主等）
02 業 務 取 扱 費	41,776,064,000	0	0	0	0	41,776,064,000	38,612,507,929	0	3,163,556,071	
03 他 勘 定 へ 繰 入	3,898,367,846,000	0	0	64,293,175,000	0	3,962,661,021,000	3,962,661,021,000	0	0	労働保険特別会計法第7条第1項及び同法施行令第1条第1項並びに同法第7条第2項及び同法施行令第1条第2項の規定に基づく繰入金（支出先：労災勘定及び雇用勘定）
09 予 備 費 (959-・・・)	100,000,000	0	0	0	0	100,000,000	0	0	100,000,000	
歳 出 合 計	3,995,308,436,000	0	0	64,293,175,000	0	4,059,601,611,000	4,056,153,500,895	0	3,448,110,105	

参考情報

歳入に関する情報

他勘定より受入は、労災勘定からの受入と雇用勘定からの受入であるが、その内訳は次のとおりである。

1 労災勘定からの受入

労災勘定からの受入に係る内訳は次のとおりである。

区 分	歳入予算額 (千円)	徴収決定済額 (千円)	収納済歳入額 (千円)	歳入予算額と収納済 歳入額との差(千円)
労働保険料の返還金の財源	50,054,408	50,054,408	50,054,408	0
徴収関係事務費(業務取扱費)の財源	12,323,973	12,041,927	12,041,927	-282,046
予備費	50,000	0	0	-50,000
合 計	62,428,381	62,096,335	62,096,335	-332,046

(注) 労災勘定から徴収勘定に繰入れられる金額は、徴収勘定の歳出に係る労働保険料の返還金の額のうち労災保険関係部分と徴収勘定の歳出に係る業務取扱費その他の諸費の額のうち厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める額の合計額である。(労働保険特別会計法第8条、労働保険特別会計法施行令第2条第1項)

2 雇用勘定からの受入

雇用勘定からの受入に係る内訳は次のとおりである。

区 分	歳入予算額 (千円)	徴収決定済額 (千円)	収納済歳入額 (千円)	歳入予算額と収納済 歳入額との差(千円)
労働保険料の返還金の財源	4,991,835	4,991,835	4,991,835	0
徴収関係事務費(業務取扱費)の財源	28,452,438	28,062,000	28,062,000	-390,438
予備費	50,000	0	0	-50,000
合 計	33,494,273	33,053,835	33,053,835	-440,438

(注) 雇用勘定から徴収勘定に繰入れられる金額は、徴収勘定の歳出に係る労働保険料の返還金、業務取扱費その他の諸費の額から労災勘定から繰入れられた額を控除した額である。(労働保険特別会計法第8条、労働保険特別会計法施行令第2条第2項)